

週刊 企業経営

MAGAZINE

**WEBマガジン**

発行 税理士法人優和

1 ネットジャーナル**Weeklyエコノミスト・レター 2014年1月10日号**金融市場の動き(1月号)
～ドル円相場を改めて整理**経済・金融フラッシュ 2014年1月10日号**1月ECB政策理事会:
フォワード・ガイダンスを強化、具体策は明言せず**2 経営TOPICS****統計調査資料**景気動向指数
平成25年11月分(速報)分**3 経営情報レポート**平成 26 年度税制改正
—法人税・所得税・資産税・消費税—**4 経営データベース****ジャンル:事業継承・相続 サブジャンル:事業承継**会社の商号変更時の留意点
親族間で株式・財産の分配をするうえでの注意点

金融市場の動き(1月号) ～ドル円相場を改めて整理

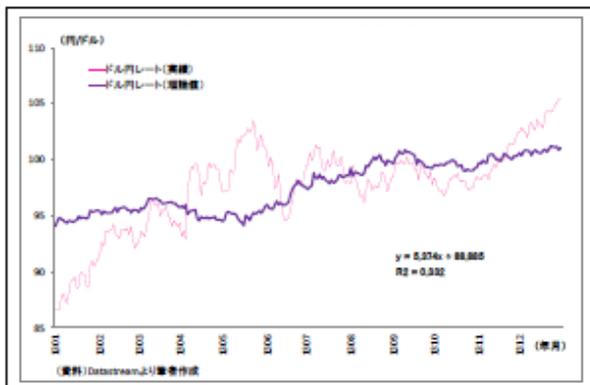
要旨

1 (為替:ドル円相場を改めて整理) 2013年の日米長期金利差とドル円レートの関係性を見てみると、相関係数は0.58と、かつて程ではないものの、ある程度の連動性は確認できる。そこで、昨年の日々のドル円レートを被説明変数とし、長期金利差を説明変数とする単回帰分析を行うと、

$$y = 5.374x + 88.885 \dots \textcircled{1}$$

という推計式が導かれる。

実長期金利によるドル円理論値と実績



(資料) Datastreamより著者作成

2 (日米欧金融政策(12月)) FRBは12月17～18に開催したFOMC(連邦公開市場委員会)において、翌1月からの量的緩和縮小を決定した。現行の月850億ドルの買入れ規模を、100億ドル減額する縮小を決定した。現行の月850億ドルの買入れ規模を、100億ドル減額(米国債、MBS各50億ドル減額)する。

バーナンキ議長会見では、今後の縮小

ペースに関してはデータ次第で加速も見送りも可能としつつも、「もしインフレ率と雇用増加に前進がみられれば、おそらく各会合で慎重な縮小を続けると予想する。来年半ばではなく、終盤までかかるだろう」との見解を示した。

実長期金利によるドル円理論値と実績 (%)

		実質GDP	失業率
2013年	今回	2.2～2.3	7.0～7.1
	前回	2.0～2.3	7.1～7.3
2014年	今回	2.8～3.2	6.3～6.6
	前回	2.9～3.1	6.4～6.8
2015年	今回	3.0～3.4	5.8～6.1
	前回	3.0～3.5	5.9～6.2
2016年	今回	2.5～3.2	5.3～5.8
	前回	2.5～3.3	5.4～5.9

3 (金融市場(12月)の動き)

(10年国債利回り) 当面の予想としては足元はやや低下して0.7%台付近。米金利上昇や株高、物価上昇など金利上昇要因となる項目は多いものの、日銀の大量国債買入れという金利押し下げ圧力がキャップを被せている形。金融機関等のポートフォリオ・リバランスの動きも限定的で、金利上昇局面では債券買いが入りやすい。今後も米長期金利の上昇が予想されるが、本邦長期金利の当面の上昇余地は限定的だろう。現状程度での横ばい推移を予想する。

1月ECB政策理事会： フォワード・ガイダンスを強化、 具体策は明言せず

要旨

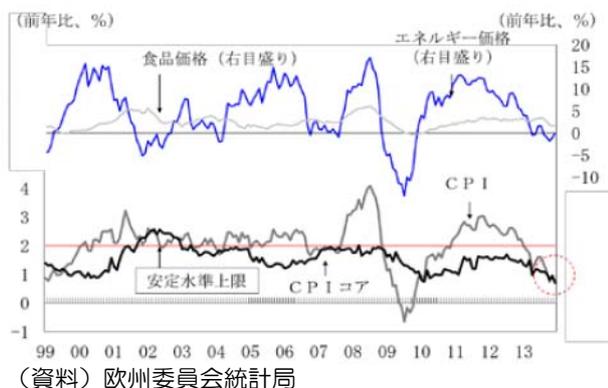
1 経済実態から乖離した短期金利上昇、 中期的インフレ見通し悪化の場合に 追加策を投入

欧州中央銀行（ECB）が9日に1月の政策理事会を開催した。今回、政策変更はなかったが、声明文に7月に導入した「政策金利は長期にわたり、現在の水準か、それよりも低い水準に留まる」ことを「強く再確認する」などフォワード・ガイダンスを強化する表現が盛り込まれた。

2 具体的な選択肢は明言せず

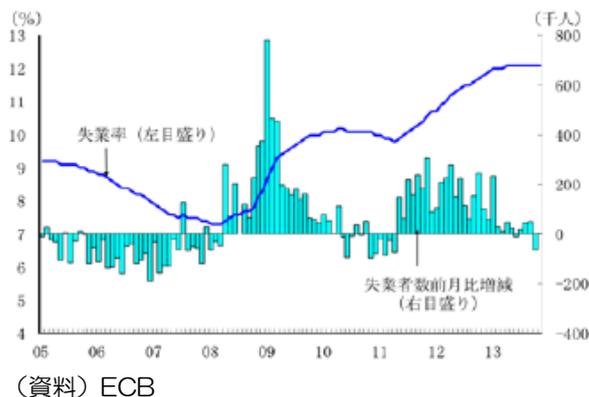
ユーロ圏経済は1年半にわたる景気後退から脱し、回復基調を維持しているが、回復のペースは極めて緩やかである。11月の利下げの直接的な原因となったのはインフレ率の1%割れであったが、12月まで3カ月連続で1%を下回っており、デスインフレは続いている。

ユーロ圏のインフレ率



その一方、ECBの政策金利は、昨年11月の利下げ後の主要オペ金利が0.25%、限界貸付ファシリティー金利（貸付金利）が0.75%、預金ファシリティー金利は0%に達しており、追加利下げの余地は狭まっていることから、行動が必要になった場合に、ECBが採り得る選択肢を巡って様々な憶測が広がっている。

ユーロ圏の失業率の推移



3 包括査定の詳細を1月末に公表へ

ユーロ圏とECBにとって14年最大のイベントは11月のユーロ圏の銀行監督のECBへの一元化と、これに先立ち実施される銀行の包括査定である。ドラギ総裁は、包括査定が「短期的にデレバレッジの圧力となる」可能性があるものの、包括査定のプロセスを経ることで健全性の向上に資する効果を強調した。

景気動向指数

平成25年11月分(速報)

概要

1 11月のC I（速報値・平成22年=100）は、先行指数：110.8、一致指数：110.5、遅行指数：114.7となった。^(注) (注) 現時点で得られる値のみで求めた。

先行指数は、前月と比較して1.0ポイント上昇し、3か月連続の上昇となった。3か月後方移動平均は1.27ポイント上昇し、3か月連続の上昇、7か月後方移動平均は0.41ポイント上昇し、11か月連続の上昇となった。

一致指数は、前月と比較して0.1ポイント上昇し、3か月連続の上昇となった。3か月後方移動平均は0.90ポイント上昇し、12か月連続の上昇、7か月後方移動平均は0.66ポイント上昇し、10か月連続の上昇となった。

遅行指数は、前月と比較して1.8ポイント上昇し、3か月ぶりの上昇となった。3か月後方移動平均は0.33ポイント上昇し、10か月連続の上昇、7か月後方移動平均は0.68ポイント上昇し、14か月連続の上昇となった。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数（C I一致指数）は、改善を示している。

3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は以下の通り

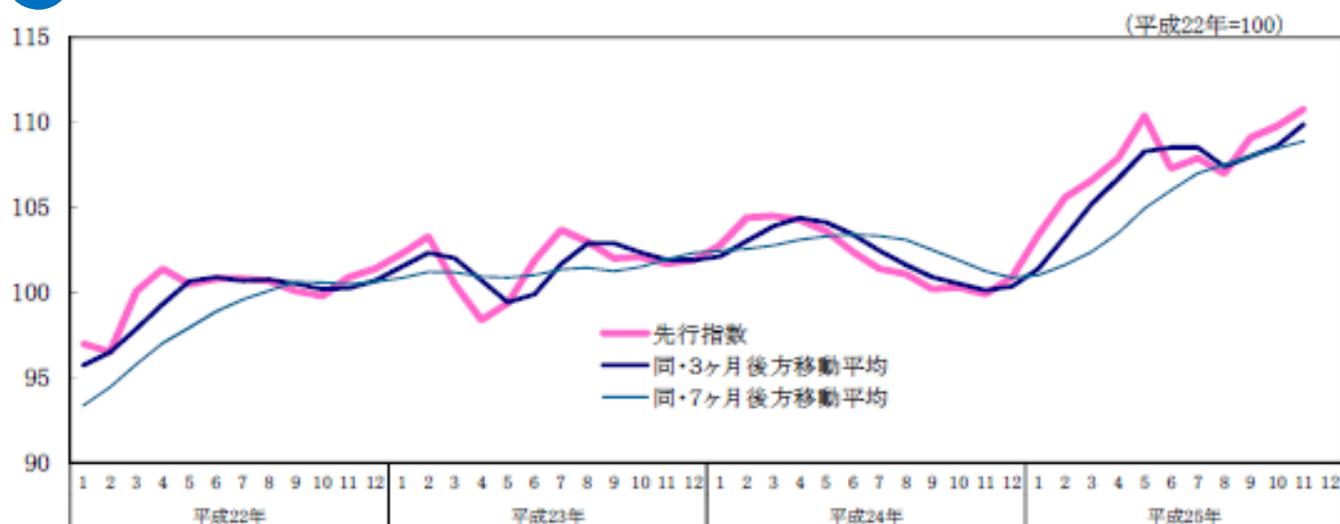
寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C3：大口電力使用量	0.48	C10：中小企業出荷指数（製造業）	-0.24
C6：投資財出荷指数（除輸送機械）	0.48	C5：所定外労働時間指数（調査産業計）	-0.17
C11：有効求人倍率（除学卒）	0.30	C8：商業販売額(卸売業)(前年同月比)	-0.03
C4：耐久消費財出荷指数	0.23	C7：商業販売額(小売業)(前年同月比)	-0.01
C1：生産指数（鉱工業）	0.06		
C2：鉱工業生産財出荷指数	0.06		
C9：営業利益(全産業)	0.04		

「C9 営業利益」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみ。各個別系列のウェイトは均等

2 速報資料

1 CI先行指数の動向

1 先行指数の推移



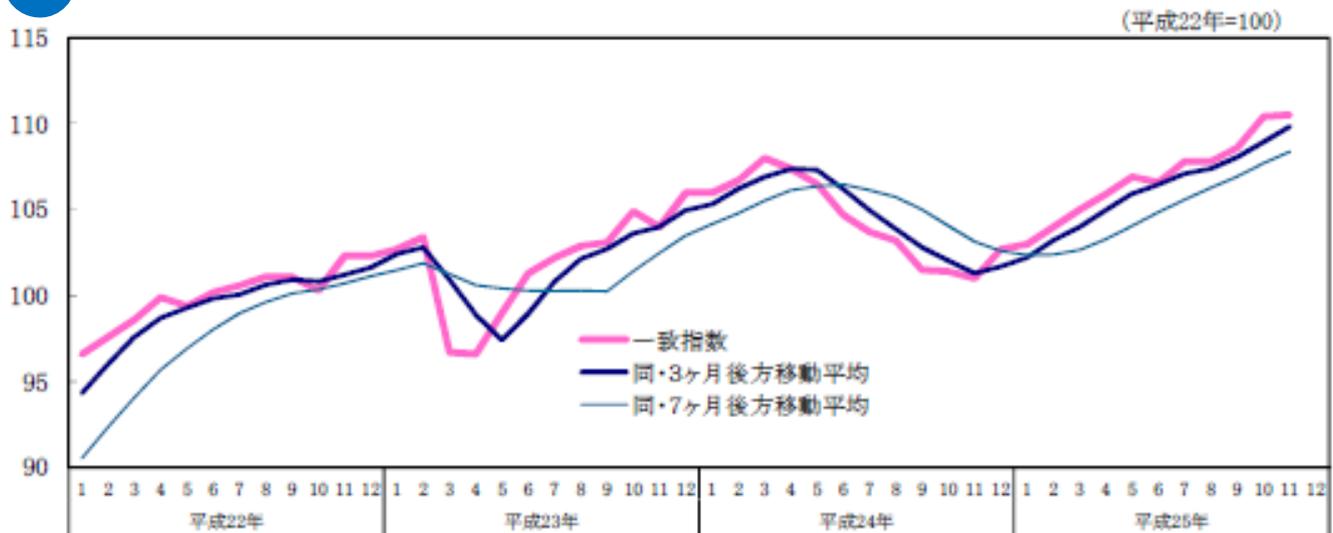
2 先行指数採用系列の寄与度

		平成25年(2013)					
		6月	7月	8月	9月	10月	11月
CI先行指数	前月差(ポイント)	107.3	107.9	107.0	109.1	109.8	110.8
	寄与度	-3.1	0.6	-0.9	2.1	0.7	1.0
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	5.6	1.4	0.0	-1.1	-5.7	-0.7
	寄与度(逆サイクル)	-0.56	-0.15	-0.03	0.08	0.54	0.02
L2 鉱工業生産財在庫率指数	前月差	6.4	-2.3	3.6	-3.9	-3.2	-1.2
	寄与度(逆サイクル)	-0.74	0.30	-0.45	0.49	0.43	0.15
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	2.2	-0.0	-1.0	2.7	0.6	-0.7
	寄与度	0.21	-0.05	-0.16	0.25	0.01	-0.17
L4 実質機械受注(船舶・電力を除く民需)	前月比伸び率(%)	-3.1	0.1	5.8	-2.2	0.6	
	寄与度	-0.12	0.01	0.24	-0.09	0.03	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	-3.9	0.1	-1.4	6.7	0.1	1.2
	寄与度	-0.24	-0.01	-0.09	0.36	-0.02	0.05
L6 消費者態度指数	前月差	-1.3	-0.7	-0.6	2.1	-4.6	0.8
	寄与度	-0.56	-0.34	-0.30	0.67	-0.80	0.23
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	-1.2	0.8	1.8	0.3	0.6	1.4
	寄与度	-0.24	0.16	0.34	0.04	0.08	0.27
L8 長短金利差	前月差	0.00	-0.06	-0.08	-0.04	-0.08	0.01
	寄与度	0.01	-0.08	-0.11	-0.05	-0.12	0.03
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	-9.5	8.9	-3.5	3.5	0.3	2.9
	寄与度	-0.55	0.48	-0.20	0.19	-0.01	0.16
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	0.06	0.09	0.12	0.07		
	寄与度	0.04	0.06	0.09	0.04		
L11 中小企業売上げ見通しD.I.	前月差	-3.2	5.2	-2.4	4.0	7.1	3.0
	寄与度	-0.23	0.29	-0.18	0.21	0.43	0.15
一致指数トレンド成分	寄与度	-0.12	-0.10	-0.04	-0.01	0.06	0.17
3ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	108.5	108.5	107.4	108.0	108.6	109.9
	寄与度	0.23	0.00	-1.13	0.60	0.63	1.27
7ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	106.0	107.0	107.5	108.0	108.5	108.9
	寄与度	1.05	1.00	0.52	0.50	0.46	0.41

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、C I 先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI一致指数の動向

1 一致指数の推移



2 一致指数採用系列の寄与度

		平成25年(2013)					
		6月	7月	8月	9月	10月	11月
CI一致指数	前月差(ポイント)	106.6	107.8	107.8	108.6	110.4	110.5
		-0.3	1.2	0.0	0.8	1.8	0.1
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	-3.1	3.4	-0.9	1.3	1.0	0.1
	寄与度	-0.21	0.34	-0.10	0.15	0.12	0.01
C2 鉱工業生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	-4.2	3.5	-0.9	1.1	0.8	0.7
	寄与度	-0.24	0.36	-0.11	0.13	0.10	0.08
C3 大口電力使用量	前月比伸び率(%)	0.4	0.5	-0.2	-1.5	2.4	-0.7
	寄与度	0.08	0.10	-0.03	-0.22	0.50	-0.16
C4 耐久消費財出荷指数	前月比伸び率(%)	-0.8	-1.8	2.4	4.7	3.7	1.9
	寄与度	-0.06	-0.12	0.12	0.25	0.23	0.12
C5 所定外労働時間指数(調査産業計)	前月比伸び率(%)	-0.7	0.0	-0.3	-0.3	1.0	-0.7
	寄与度	-0.09	0.00	-0.04	-0.04	0.15	-0.11
C6 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	-3.0	2.8	-1.3	0.2	5.3	-1.4
	寄与度	-0.25	0.22	-0.11	0.01	0.47	-0.13
C7 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	0.8	-1.9	1.4	1.9	-0.6	1.6
	寄与度	0.06	-0.15	0.11	0.15	-0.05	0.14
C8 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	-0.4	1.9	-1.6	2.3	-0.9	0.7
	寄与度	-0.03	0.10	-0.09	0.13	-0.06	0.05
C9 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	2.4	1.8	1.7	1.7		
	寄与度	0.18	0.14	0.14	0.14	0.05	0.07
C10 中小企業出荷指数(製造業)	前月比伸び率(%)	0.9	-0.4	0.1	1.2	0.0	-1.6
	寄与度	0.10	-0.05	0.01	0.14	0.00	-0.22
C11 有効求人倍率(除学卒)	前月差	0.02	0.02	0.01	0.00	0.03	0.02
	寄与度	0.20	0.19	0.08	-0.02	0.30	0.18
3ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	106.5	107.1	107.4	108.1	108.9	109.8
		0.54	0.63	0.30	0.67	0.86	0.90
7ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	104.9	105.6	106.3	106.9	107.7	108.4
		0.80	0.73	0.69	0.65	0.77	0.66

(注) CIはトレンド(長期的趨勢)と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列(前月比伸び率(%))又は前月差が未記入である系列)についても、過去のデータから算出(60ヶ月から欠落月数を引いた後方移動平均)した長期的傾向(トレンド成分)を使用している。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

平成26年度税制改正

— 法人税・所得税・資産税・消費税 —

ポイント

- 1 平成26年度税制改正の基本的な考え方
- 2 法人課税の改正
- 3 個人所得課税の改正
- 4 資産課税の改正
- 5 消費課税の改正



1 平成26年度税制改正の基本的な考え方

■ デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

- ① 復興特別法人税の1年前倒し廃止
- ② 民間投資と消費の拡大
- ③ 地域経済の活性化
- ④ 国家戦略特区

■ 税制抜本改革の着実な実施

消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、車体課税について大きな見直しを実施されます。軽自動車税の増税については、最終的に現行の1.5倍まで引き上げられることで決定。また、自動車取得税は、「消費税との二重課税ではないか」との指摘があったことを踏まえ、消費税率が8%になるタイミングで税率が緩和され、10%になるタイミング（平成27年10月）で廃止されます。

2 法人課税の改正

■ 生産性向上設備投資促進税制

下記①②に対して、即時償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

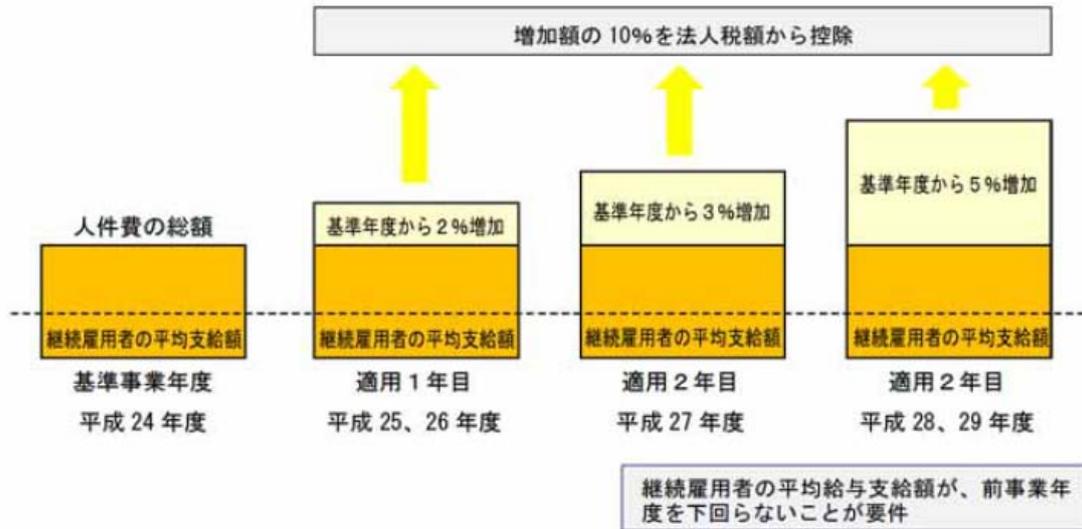
- ① 生産性の高い先端的な設備への投資
- ② 生産ラインやオペレーションの改善のための設備投資

■ 先端設備の具体例

減価償却資産の種類	対象となるものの用途・細目
機械装置	(限定なし)
工具	ロール
器具備品（木については、中小企業者等が取得等をするものに限る。）	イ) 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ) 冷房用又は暖房用機器 ハ) 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ) 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ホ) 電子計算機（サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る）に限る） ヘ) 試験又は測定機器
建物	断熱材及び断熱窓
建物附属設備	イ) 電気設備（照明設備を含む。）のうちその他のもの ロ) 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ハ) 昇降機設備 ニ) アークード又は日よけ設備（ブラインドに限る。） ホ) イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）
ソフトウェア（中小企業者等に限る）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

■ 所得拡大促進税制の拡充

■ 改正後の制度のイメージ



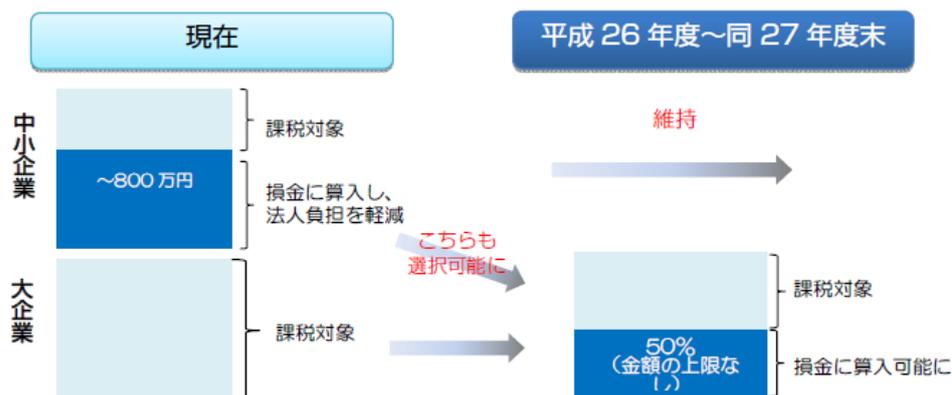
■ 研究開発税制の拡充

■ 改正前後の制度比較

	改正前	改正後
判定基準 (①、②のいずれかに該当する場合に適用可能)	①試験研究費の額 > 比較試験研究費の額 かつ 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額 ②試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%	①増加試験研究費の額 > 比較試験研究費の額 × 5% かつ 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額 ②試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%
控除限度額 (①又は②のいずれかを選択適用)	①増加試験研究費の額 (注1) × 5% ② (試験研究費の額 - 基準試験研究費の額 × 10%) × 超過税額控除割合	①増加試験研究費の額 × 30% 増加割合 (注2) が30%未満の場合には、増加割合 ② (試験研究費の額 - 基準試験研究費の額 × 10%) × 超過税額控除割合

■ 交際費課税の改正

■ 改正のイメージ



3 個人所得課税の改正

■ 所得控除の上限引き下げ

■ 改正の内容

	現行	平成 28 年分の所得税 ※ 1	平成 29 年分以後の 所得税 ※ 2
上限額が適用される 給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

※ 1 個人住民税については、平成 29 年分について適用

※ 2 個人住民税については、平成 30 年度分から適用

■ NISA(小額投資非課税制度)の利便性

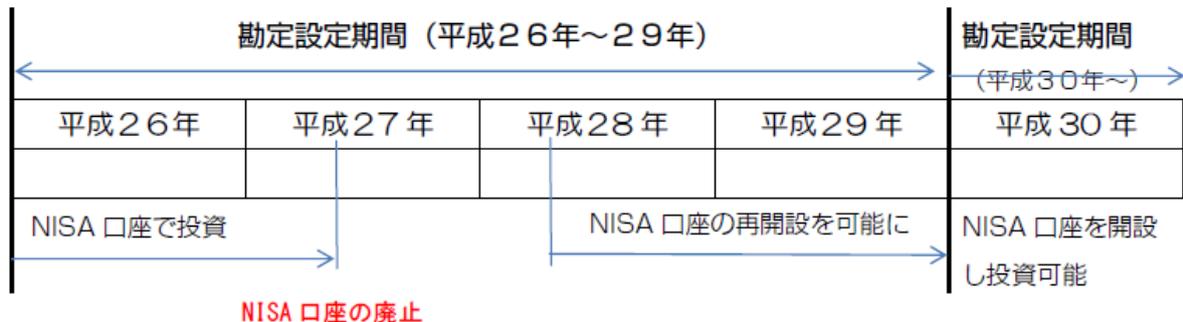
①金融機関の変更が可能に

■ 改正後

	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
26年	100万円投資	A 金融機関の NISA 口座									
27年		100万円投資	B 金融機関の NISA 口座								
28年			100万円投資	C 金融機関の NISA 口座							
29年				100万円投資							

②口座廃止後の再開が可能に

■ 改正後



■ マンション建て替え等の円滑化

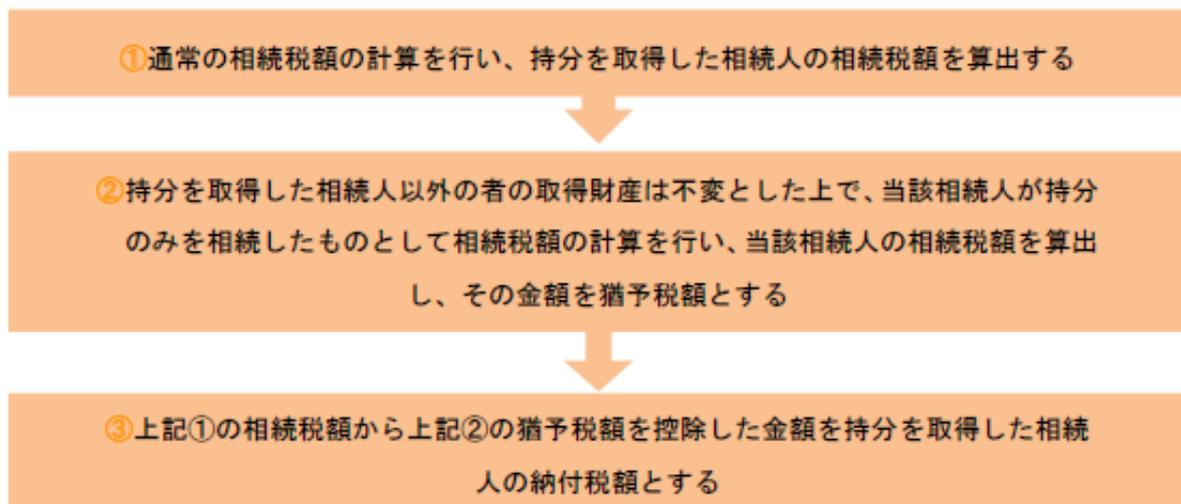
一定の要件を満たしたマンション敷地を売却する場合、所有者が得る譲渡所得にかかる税率について、2000 万円以下の部分については所得税が 15%から 10%、個人住民税が 5%から 4%にそれぞれ軽減されます。

4 資産税の改正

■ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

持分のない医療法人への移行を検討する医療法人の出資者が死亡した時、その移行期間中は相続人に課税される相続税が猶予されると共に、相続人を含む他の出資者が持分を放棄し、持分のない医療法人への移行が完了した場合には、持分に係る相続税が免除されるという制度です。

■ 猶予される税額の計算



5 消費課税の改正

■ 簡易課税制度における仕入れ率の改正

消費是氏の納付額は通常、「税抜の課税売上高×4%－税込の課税仕入高×4/105」という計算式により算出します。しかし、一定の中小零細企業については、消費税の納税による事務負担を軽減するため、売上高の一定割合（みなし仕入れ率）を仕入れ額とみなして消費税額を計算する「簡易課税制度」の適用が認められています。今回この簡易課税制度について、みなし仕入れ率の引き下げが実施されることになりました。

- ①金融業及び保険業を第5種事業とし、そのみなし仕入れ率を50%（現行60%）とする。
- ②不動産業を第6種事業とし、そのみなし仕入れ率を40%（現行50%）とする。

改正により、金融保険業や不動産を営む会社で消費税の負担が増加することになります。なおこの改正は平成27年4月1日以降に開始する課税期間より適用されます。

経営データベース ①

ジャンル: 事業継承・相続 > サブジャンル: 事業承継



会社の商号変更時の留意点

会社の商号を変更したいのですが、留意点を教えてください。



1 これまでの商号規制のポイント

(1) 同一市区町村内における規制

同一市区町村内かつ同一営業を行う他人と同じ商号は登記できません。

(2) 不正競争目的に対する規制

- 商号登記したら同じ業種で同一・類似商号を使用している者に対して、不正競争目的で使用しているものと推定して、商号使用差止請求、損害賠償請求を受けても抗弁できません。
- 使用しようとする他人の商号が周知・著名なものであるときは、商号使用差止請求や損害賠償請求を受けることがあります。

2 会社法施行後の商号規制のポイント

(1) 同一市区町村内における規制

廃止されました。

(2) 同一住所における規制

同一住所にて登記する他人の商号と同じ商号は登記できません。

(3) 不正競争目的に対する規制

- 他社であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用したときには、その会社から営業停止などを請求されるリスクがあります。
- 使用しようとする他人の商号が、周知・著名なものであるときは、商号使用差止請求や損害賠償請求を受けることがあります。

3 商号の変更について

商号の変更は、登記所における商号調査簿を閲覧したり、インターネット上の登記情報提供サービスを利用したりすることで、同一本店所在地に同一の商号の会社があるかどうかをチェックし、その後、登記することになります。

4 商号変更時の注意点

会社法の施行により、類似商号の問題は簡便化されましたが、一方で、不正目的の商号使用の問題がなくなったわけではありません。つまり、同じ市区町村に同じ業種で同じ名前の会社があっても、会社を設立することや登記することはできますが、既存の会社から商号の使用停止を求められるリスクがあるということです。専門家や専門サービス業者を活用するなど、リスクヘッジをしながら商号変更を行うことをお勧めします。

経営データベース ②

ジャンル: 事業継承・相続 > サブジャンル: 事業承継



親族間で株式・財産の分配をするうえでの注意点
親族間で株式・財産の分配をするうえでの注意点をおしえてください。



1 事業承継における問題点

事業承継を円滑に行うには、事業承継者に株式など会社経営に必要な事業用資産を集中して分配することが望ましいでしょう。しかし、事業承継者以外に親族がいれば、その方々への財産の分配も必要です。会社の事業用資産以外に十分な個人資産があれば、それらの資産をほかの親族へ分配することで解決できますが、そうでなければ、自社株式など事業用資産を分配せざるを得ない状況が生じます。

2 対策の具体例

資金繰りが厳しくなる予兆は、以下のようになります。

①生前贈与

生前贈与とは、自分の生きているうちに、配偶者や子どもなどに財産を贈与することです。生前贈与により経営者が保有する自社株式を確実に事業承継者に譲り渡すことが可能です。

②遺言

法的に効力のある遺言を残すことにより、相続人間の遺産分割協議によって事業用資産が分散するのを防ぐことが可能です。ただし、生前贈与や遺言を行っても、遺留分によって一定の制約が加えられる可能性があります。遺留分とは法定相続人に対する最低限の権利保障で、配偶者や子どもは、法定相続分の1/2を遺留分として請求することができます。

③報酬としての財産分配

事業承継者を役員として会社経営に参画させ、その業績に応じて、自社の株式を報酬として分配するなどの方法です。この場合、生前贈与や遺言とは異なり、遺留分の制約は受けません。

④議決権制限株式の活用

上記①②③の対策を講じることが現実問題として困難な場合、あるいは対策を講じたとしても、自社株式を事業承継者以外の親族に分配せざるを得ない場合、議決権制限株式の活用が対策の1つとして考えられます。議決権制限株式とは、議決権の行使に対して一定の制限が付されている株式ですが、事業承継者以外が相続する株式を、議決権制限株式にしておけば、事業承継者が事業運営を行う上での障害は軽減されます。

議決権制限株式の数は発行済株式総数の1/2以下とされていますが、株式譲渡制限会社であれば、そうした制限もありません。